

届出の必要な特定建設作業(騒音・振動)

当該作業が○あるいは○かつ条件を満たす場合は
該当する法による届出書を作成してください

※作業が開始日中に終了するものは除きます

作業の種類		届出の根拠法	
		騒音規制法	振動規制法
杭打機(モンケンを除く)、杭抜機、 杭打杭抜機(圧入式杭打杭抜機を除く)を 使用する作業	杭打機を使用する作業	○	○
	アースオーガーと併用する作業	×	○
	圧入式杭打機を使用する作業	○	×
	杭抜機を使用する作業	○	○
	油圧式杭抜機を使用する作業	○	×
	杭打杭抜機を使用する作業	○	○
鋸打機を使用する作業		○	×
削岩機を使用する作業	※作業地点が連続的に移動する作業は、1日の2地点間の最大距離が50mを超えないもの	○	×
	ブレーカーを使用する作業	○	○(手持ち式のものは除く)
空気圧縮機を使用する作業 (電動機以外の原動機を用いるものであって、削岩機の動力として使用する場合を除く)		○(定格出力15kW以上)	×
コンクリートプラント (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)		○(混練容量0.45m ³ 以上)	×
アスファルトプラントを設けて行う作業		○(混練容量200kg以上)	×
バックホウを使用する作業	「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示第1536号) 第2条に基づき指定された建設機械を除く	○(定格出力80kW以上)	×
トラクターショベルを使用する作業		○(定格出力70kW以上)	×
ブルドーザーを使用する作業		○(定格出力40kW以上)	×
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		×	○
舗装版破碎機を使用する作業	※作業地点が連続的に移動する作業は、1日の2地点間の最大距離が50mを超えないもの	×	○